

(写)

事務連絡
令和7年6月12日

公益社団法人群馬県医師会
一般社団法人群馬県病院協会
公益社団法人群馬県歯科医師会
公益社団法人群馬県薬剤師会
公益社団法人群馬県看護協会
群馬県医師国民健康保険組合
群馬県歯科医師国民健康保険組合

御中

群馬県健康福祉部国保医療課

福祉医療費の請求に係る連記式明細書の廃止等について（情報共有）

群馬県福祉医療費支給制度において、現在、県外の医療機関等の受診等の際は、償還払いにより支給を行っていることについて、令和8年度から現物支給を導入すべく、市町村及び審査支払機関と調整を図っているところです。

また、現在、被用者保険等の被保険者である福祉医療費の受給資格者については、福祉医療費の請求方法を連記式明細書によることとしているところですが、県外の医療機関等の受診等の際に福祉医療費の現物給付を行うに当たっては、福祉医療費の請求方法を併用明細書とする必要があるところです。

このようなことを踏まえ、福祉医療費の請求に当たっては、下記のとおり連記式明細書を廃止し、併用明細書による請求とすることを予定しておりますので、貴会におかれましては、貴管下地域団体及び貴会員に周知を図ってくださいますようお願いいたします。

なお、県外の医療機関等の受診等の際に福祉医療費の現物給付を行うことについては、現在市町村や審査支払機関等と調整中であり、その内容の確定次第、この連記式明細書の廃止を含めて、別途お知らせすることとしておりますので、御了知くださいますようお願いいたします。

記

- 1 連記式明細書による福祉医療費の請求
令和8年4月請求分まで（令和8年3月診療分まで）

裏面あり

2 令和8年5月以後の福祉医療費の請求

令和8年5月以後の福祉医療費の請求は、全て併用明細書により行うこととなります。

また、令和8年4月以前の診療等に係る福祉医療費については、同年5月以後に請求するときは、返戻再請求や月遅れ請求を含めて全て併用明細書により請求を行うこととなります。経過措置の詳細に関しては、後日通知の予定です。

担当：保険・福祉医療係 吉池
027-226-2677
Mail: fukushi-iryo@pref.gunma.lg.jp